平成２８年（フ）第５２１号
大阪市平野区瓜破西３丁目３番26号　プリムヴェール瓜破605
破産者　小宮　朋美（旧姓金・錦城）
1　決定年月日　平成29年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１０５８号
大阪市西区江之子島１丁目５番12―301号
破産者　足立久美子（旧姓乗松・石川）
1　決定年月日　平成29年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３１３４号
大阪市東淀川区菅原７丁目５番５号　メゾン菅原506号
破産者　駒　　裕也
1　決定年月日　平成29年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４０４４号
大阪府門真市島頭３丁目15番３号
破産者　藤岡　勇也
1　決定年月日　平成29年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４９４４号
大阪府大東市中垣内６丁目８番１号　レオパレスフジ113号、前住所大阪府東大阪市岩田町３丁目12番24―610号
破産者　宮浦　宏章
1　決定年月日　平成29年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５４３１号
大阪府吹田市山田西３丁目52番Ｃ―501号
破産者　山田　四郎
1　決定年月日　平成29年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１号
大阪市西成区玉出中１丁目９番８号
破産者　成上工業こと　後藤　隆司
1　決定年月日　平成29年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６０３号
大阪市阿倍野区松崎町１丁目２番28―803号
破産者　仲地　重富
1　決定年月日　平成29年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６７８号
奈良県香芝市穴虫602番地18
破産者　亀井　清寿
1　決定年月日　平成29年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６８９号
大阪市旭区中宮２丁目15番15号　メゾン中宮101
破産者　木村　正澄
1　決定年月日　平成29年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４０号
大阪府南河内郡太子町大字春日124番地（Ａ―107号）
破産者　えびすこくこと　清水　三郎
1　決定年月日　平成29年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第７３８号
神戸市長田区雲雀ケ丘３丁目８番23号　サルビア倶楽部雲雀ケ丘222号、従前の住所兵庫県芦屋市朝日ケ丘町６番６―306号
破産者　前田総合会計事務所・税理士前田健太郎事務所こと　前田健太郎
1　決定年月日　平成29年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２５２号
兵庫県川辺郡猪名川町伏見台２丁目１番地44、前住所大阪府大阪市淀川区新高６丁目５番16号
破産者　フォーエバーハウスこと　土取　孝幸
1　決定年月日　平成29年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第１号
兵庫県宝塚市波豆字湯谷掛21番地、前住所兵庫県西宮市山口町上山口778番地７
破産者　中西　裕二
1　決定年月日　平成29年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第３４号
兵庫県川西市東久代２丁目13番11号
破産者　堀池　隆司
1　決定年月日　平成29年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第２７２号
香川県高松市木太町3673番地８
破産者　早川　　崇
1　決定年月日　平成29年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１９５号
福岡県久留米市諏訪野町2170番地12　北原ハイツ202号
破産者　井上　大輔
1　決定年月日　平成29年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第２７２号
福岡県久留米市小森野３丁目20番22―305号、前住所福岡県久留米市田主丸町益生田552番地２　モンターニュＡ棟104号
破産者　保坂　卓児
1　決定年月日　平成29年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部